第2巻第3号<通巻4号>　平成4年5月15日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

04
Vol. 2-3

財団法人国際緑化推進センター

国連環境開発会議（UNCED）を目前に控えて

㈶国際緑化推進センター会長　大来　佐武郎

きたる6月3日から14日まで、ブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会議（UNCED）が開かれます。この会議は、多数の国から首脳が参加するところから「地球サミット」と報道されており、関連した賢人会議が東京で開かれるなど身近な話題もありまして、国民の関心も高いものがあります。そこで、わたしはこの会議の意義を国民のみなさんとともにいま一度考えてみたいと思います。

わが国は、世界でも恵まれた国といえます。国土の67％を森林に覆われ、そういった快適な環境の中で一応豊かな生活をしています。森林率をみてもお隣りの中国は18％（FAO1985年資料）にすぎません。

しかし、この豊さは消費する木材の7割を輸入に頼り、もし輸入している食糧を自給するとなると現在の2倍の耕作地が必要となるほど、他の国の資源、つまり地球に頼っているわけです。その地球が貧しくなれば日本にも影響が及んでくることは必然でありますが、現実にそういう時代になってきたのであります。

近代文明は、地球を無限大の容器とし、そこから無限の資源が供給されると考えて発達してきました。しかし、世界の人口が急速に増加し、生活の水準が上がるにつれ資源の消費が加速度的に高まり、その供給に限りがあることが明らかになってきました。

わたしも常任委員のひとりをしておりましたローマクラブが「成長の限界」を訴えたのは1972年です。その頃は身近に感じられなかったこの資源問題が、いまや地球環境の悪化という問題と絡めて、世界中の人々により切実に討議されなければならなくなったのです。

ローマクラブの報告は、その少し前に月に人が到達するなど、人類が初めて宇宙から地球を見て「空に浮かぶ有限な星」として認識したことが背景にありました。その後、この「有限な星」という認識は「宇宙船地球号」というような表現で世界の人々に浸透していったといえます。

視点を日本におけば、すべてが一応間に合っているように見えます。しかし、地球は日本だけではありません。世界の8割の人口は貧しい国に住んでいます。そのなかの2割の人口が最少限の食料も得られないような状況が現実にあるわけです。先進国の平均寿命は70歳台ですが、途上国ではそれが40歳台にすぎません。

「持てる2割と持たない8割」という言葉で先進国と途上国の南北問題が表現されることがありますが、地球規模の環境悪化の背景のひとつには、貧しいが故に環境を破壊している現実があり、また一方に、先進国でのあくなき成長が資源の過剰な消費を招き、フロンガスによるオゾン層の破壊や二酸化炭素による地球温暖化を促進しているなどの事実もあるわけです。

現在、地球環境のおかれている現実をつぶさに観察すれば、それは豊かな国が貧しい途上国を援助すれば解決するという単純な問題ではありません。環境を破壊する根源ともいえる人口増加、貧困、過剰消費を地球的視点から見直し、すべての国で地球環境保全の行動を開始しなければならないのです。

先進国では資源の浪費を招くような生産と消費のパターンが問い直されなければなりません。また、途上国の支援をいまより一層強化しなければなりません。途上国では生活向上のための開発に努力すると同時に、国内の環境保全と人口増加をスローダウンする戦略を明確にする必要があります。

大来 佐武郎会長

今回開かれるUNCEDは、地球環境のこのような背景と理解の基で世界175ヵ国の国連加盟国の首脳が集まり、地球環境をこれ以上悪化させないための保全措置と秩序ある開発のルールを協議しようというのであります。会議の事務局長はカナダのモーリス・ストロング氏でありますが、同氏は、20年前にわたしも出席いたしましたストックホルムにおける国連人間環境会議の事務局長でもありました。

UNCEDでは「開発と環境に関するリオ宣言」と地球環境保全のための行動計画「アジェンダ21」が主要な議題となります。その内容は、技術移転、海洋漁業、砂漠化防止、森林原則声明、資金問題などです。

UNCEDのための政府間の準備会合は3月下旬から4月初めまでニューヨークで開かれ一応の詰めは行なわれましたが、いくつかの重要な問題について6月の本会議に持ち越すことになりました。

会議の準備が進むにつれ明らかになってきたのは、地球環境問題と南北問題の密接な関連であります。途上国と先進国の意見にはかなりの隔たりがあり本会議においても難航が予想されます。しかし、残りの議題のうちでも最重要課題のひとつであった資金問題は、東京における賢人会議で一応の成果をみたといえ、リオにおけるUNCEDの成功の下地は整って来たように思えます。

また、主要なテーマのひとつである森林問題では、準備会議において「原則声明」が合意に達しております。少なくとも森林問題においては、「持続可能な開発」――わたし達の持論である「緑の地球経営」へ向け第一歩を踏み出すことになることでしょう。リオデジャネイロにおける世界初めての環境と開発の会議の実り多いことを国民のみなさまとともに期待したいものです。

賢人会議、アジェンダ21の資金に関する「東京宣言」を発表

ニューヨークでのUNCED準備会議で残したアジェンダ21に必要な資金問題について有効な提案をまとめるために世界賢人会議が竹下登元首相の主催で4月中旬東京で開かれ、「地球環境と開発のための資金に関する東京宣言」を採択して終了した。

東京宣言は、その序文で「人類の未来が危機に頻しており、先進国の浪費的な消費と生産のパターンは、途上国における人口増加とともに耐え難い地球の生態系基盤の破壊につながっている」と警告、持続可能な開発のための資金面のコンセプトをまとめている。同時に、実際的措置としてアジェンダ21を位置付け、その実施を可能にする6000億ドル以上（UNCED事務局試算では年間1250億ドル）の資金を供給する具体的方法（チャネルとメカニズム）を提案した。

1250億ドルの資金についてUNCED事務局は、OECD加盟国が現在GNPの0・35%の550億ドルをODAとして拠出しているが、これを0・7%に倍増すれば賄えると試算している。これについては直接コミットしていないが、「持続可能な開発」のための資金は、海外援助という考えを改め、地球環境安全保障に不可欠な投資とみるべきであると見解を示している。

提案の要略は次の通りである。

①世界銀行における地球環境基金（GEF）が、地球環境問題に関するプログラム、アジェンダ21の地球的プログラムに資金を提供する。②世界銀行が環境に関連した相当規模の増資を行なう。③地域開発銀行がGEFがカバーできない地域問題のプログラムを支援する。④国連開発計画（UNDP）が各国の能力向上と技術移転について指導的役割を果す。⑤国連環境計画（UNEP）は、地球環境庁であり、中心的存在としてその役割を強化する。⑥国連大学および傘下の研究訓練センターは地球環境に関する調査研究を行なう。⑦アジェンダ21の任務を負う国連機関へ各国が追加資金を拠出する。⑧2国間による持続的開発のための資金調達を進める。⑨各国が財団設立など自発的なイニシアティブを発揮する⑩途上国内および海外からの持続的な開発のための民間投資と技術協力を奨励する措置（税制上の優遇措置を含む）、民間投資と条件のいい公的資金をつなぐ措置を考慮する⑪途上国のNGOと密接な関係を持ち、地域社会、家庭において効果的に活動できる民間機関を育成、支援する⑫排出権（二酸化炭素）の取引利用についての検討を継続する。

なお、賢人会議は、この提案を5月末にワシントンで開かれるIMF、IBRDおよびGEFに出席する各国の財務担当大臣が特別会合を開いて検討し、ガイドラインを作成するように要求している。

地球環境日本委員会がUNCEDに向けて「エコ産業革命」を提言

地球環境日本委員会（平岩外四会長）が、UNCEDの成功に向けて「エコ産業革命」を柱とする提言を発表した。提言は、「地球環境保全のための一般原則」「環境と開発の統合のための行動提案」「我々の覚悟と決意」からなっている。

一般原則では、環境保全型社会への変革、新たな環境倫理の確立、環境共生型の技術開発など、この7月にストロングUNCED事務局長が東京で訴えた「エコ産業革命の推進」を大きく取り入れている。

行動提案では、先進国での環境ODA強化の必要を説き、わが国も応分の負担をすべきとしている。また、OECDに対して、市場メカニズムによる環境に関する費用の内部化をはかる新しい経済的政策手段の検討を要請している。

行動提案では、国際的に取組むべき分野として、世界人口の増加抑制、地球温暖化対策の推進、新たなエネルギー対策の推進、資源・製品のリサイクル、再生利用、森林保全の取組の5項目を挙げている。そのうちの森林保全の取り組みのなかで、「累積債務と自然保護のスワップ」を有効な仕組みと評価し、その拡大を指示しているのが、日本の権威ある団体としては目新しい提案である。

地球環境日本委員会は、昨年5月に結成されたもので、経済団体、消費者団体、労働団体、学識者、政府職員を網羅する150名で組織されている。この提言は、生活者、企業、市民団体、科学者、技術者および地方公共団体の立場から取りまとめたもの。

林業白書で国際緑化推進センターの設立と活動を紹介

平成3年度の林業白書（林業の動向に関する年次報告）が発表された。地球環境問題と合わせたかたちでわが国の国際森林・林業協力が18ページにわたって盛られている。

内容は、「世界の森林資源の現状と地球環境問題」「わが国の国際森林・林業協力への取り組み」「木材貿易と地球環境問題」からなり、世界の森林面積は全体で40億5000万ヘクタール（1988年）、熱帯林で17億ヘクタール（1990年）あるが、これが毎年、世界全体で0・2%弱、熱帯林では1%近く減少しつつあると報告、保全・造成により「持続的利用の確保」が必要と訴えている。この達成のために6月のUNCEDを重要な会議と位置付けている。

「我が国の国際森林・林業協力への取組」のなかでは、国際緑化推進センターの設立を取り上げ、人材の育成・確保、技術情報の収集・整備・提供、NGO等の民間協力活動の支援など広範な活動を開始したと紹介している。

造林の夢をサバ州で実現

大阪の会社経営者

自分の植えた森林が立派に育つのを見たいという会社経営者の夢がマレーシアのサバ州で実現することになった。

この人は、大阪在住で住宅開発会社などを経営する梅田登（73歳）さん。事業は息子さんに譲って悠々自適の身であるが、かねてから自分で植えた木が大きくなるのを見たいという願望を持っていた。

昭和45年頃より北海道に山林を所有するようになりハゲ山を森林組合に委託して造林してきたが、寒冷地の北海道ではなかなか木が大きくならない。そこで、成長の早い熱帯での造林を試みたいと国際緑化推進センターに相談があった。

梅田さんの条件は、老齢の自分の代りに植林する人があれば資金を提供する。育った木はその国の物となってよい――ということ。

センターでこの話をマレーシア・サバ州の造林公社（SAFODA）につないだところ、SAFODA側は大喜びで、さっそく3月に梅田氏が現地を訪ずれ、毎年100ヘクタール3年にわたって造林を行なう委託契約を交わした。経費は年間1000万円。

梅田氏は、現地では新聞のトップ扱いとなる評判で、SAFODAの総裁がみずから出迎える歓迎を受けた。梅田氏は今後、毎年造林木を見るためにサバを訪問するそうだ。

なお、この話をまとめるには在コキナバル日本領事館のひとかたならぬご協力があった。

●目次●

UNCEDに向けて大来会長メッセージ……1
国際緑化ニュース／トピックス……3
ニューヨークUNCED準備会議報告……5
企業の環境対策〈住友林業〉……6
プロジェクト追跡〈イロイロ水源かん養林造成〉……8
Green Earth講座〈ワシントン条約〉……10
センターの活動紹介……13
その他の情報……14
基金へのご協力……14

表紙写真／アマゾンの熱帯雨林＜世界文化フォト＞・カット／藤井礼子

ニューヨーク・UNCED 準備会議の報告

林野庁計画課　永目　伊知郎

さる3月2日から4月4日までの5週間、6月にブラジルで行われる国連環境開発会議（UNCED）の第4回準備会合がニューヨークで開催された。

今回の会合は、本番目前ということから、これまでになく熱心で精力的な協議となり、行動計画であるアジェンダ21の内容などはほぼ合意に達した。しかし、資金、技術移転、地球憲章、機構問題など核心部分については未調整の部分を残した。

UNCEDが成功するには、各国の政治決断は当然ながら、協議の成果をいかにフォローアップしていくかが重要となる。ストロングUNCED事務局長も、「リオデジャネイロ会議は、ゴールではなく、スタートラインである」と強調している。

森林については、原則声明とアジェンダ21とが協議された。

原則声明は、前文と17条から成る原則の合意文書の内容がおおむね整った。以下がその詳細である。

合意したもの

・森林資源に関する主権とその持続的経営の責任

・環境的（公益的）機能を含む財とサービスの評価に基づく森林政策

・森林に依存する少数グループの権利への配慮

・世界における緑化

・国際的ルールに基づく林産物貿易

・森林への汚染物質のコントロール

・生物学的多様性およびCO_2固定化としての重要性

合意していないもの

・持続的経営支援の観点からの増加する保全費用の負担

・林産物（とくに熱帯木材）の使用制限における一方的処置の解消

合意に達しなかった諸点については、森林減少の対象となる開発途上国と保護推進を主張する先進国との見解が対立している。途上国側の主張は、先進国は過去に森林資源を消費してきた責任があり、今後、森林資源の使用制限を行っていくには、途上国に対しそのための資金および技術移転の大幅な援助がぜひとも必要としている。この点に関しては、先進国側からの回答を待つことになった。

UNCEDで合意される原則文書には法的拘束力はないが、地球憲章とともに、各国とも「権威あるもの」として受け止めるとみられる。

次に、原則声明を基にした行動計画が盛りこまれるのが、アジェンダ（議題）21である。

わが国から以下の2点が提案され、採用された。

・持続的経営確立の前提としての森林の機能別タイプ分類

・地域、流域単位における保続の確立の概念重視

このほかアジェンダ21には、国民参加の地球緑化運動の推進や、国際熱帯木材協定（ITTA）の再交渉への支援なども盛り込まれることになった。

アジェンダ実施のメカニズムについては、リオデジャネイロ会議およびそのフォローアップのなかで、既存の国際機関や国際基金での役割分担、それに伴うさまざまな規約改訂などの問題が絡むことになる。

最後に、UNCEDの全体的成功の鍵であるが、これは単に、先進国から開発途上国への資金援助、技術移転の問題だけではない。先進国の内においても、二酸化炭素排出抑制、酸性雨対策、森林緑化などへのさらなる努力が不可欠である。また、そのような先進国側の積極的な姿勢が、途上国側による持続可能な森林開発努力の意欲を喚起することになると考える。

住友林業

（ボルネオ島の伐採跡地に植林）

インドネシア・ボルネオ島の東カリマンタン州スブル地区で、住友林業・グリーン環境室が昨年の12月から熱帯林再生プロジェクトを行なっている。

環境室は90年に設置されたグリーン環境委員会を経て、昨年の1月、熱帯林再生と植林研究を目的とし、小林紀之氏を室長に発足したものだ。ボルネオ島でのプロジェクトはその一環として行われている。

このプロジェクトは、インドネシア林業省と現地資本との合弁会社であるKIT（クタイ・ティンバー社）で運営され、同社は技術協力をするという形。現地には常時2人の専門家を常駐させ、技術に関しては東京大学農学部の佐々木恵彦教授が協力する。

実験場は、同社が70年代にラワンなどを伐採、輸入した跡地。5年間で2億5千万円をかけて百ヘクタールの山林に植林する予定で、最終的には3千ヘクタールを目標にしている。

植林はなるべく生態系に近いものを考慮し、①合板用のフタバガキ科の植樹、②早い資金回収のための早生樹（ファルカタ、メライナ、スンカイ等）、③荒廃地や酸性土壌に強い樹種（アカシアマンギウム、ユーカリ等）、④現地の焼畑農業依存から脱却できるような生活有用樹種（マンゴー、ドリアン、カッポク等）、⑤組織培養による苗木の増殖、菌根菌を利用した育苗法の開発、の5つを選定した。①から④は現地に研究所を設けて、⑤の研究は同社筑波研究所でそれぞれ行われている。

現在の問題点は、山火事とフタバガキ科の種子収集である。山火事に対しては、貯水池からポンプで水を汲みだすシステムをつくるなど対策を整えているが、フタバガキ科の種子収集は難航しているようだ。

筑波研究所でのフタバガキ科種子等の組織培養研究は、91年6月より行われているが、約600回のうち成功したのはこれまで一例。住友林業では、この研究が実れば種子集めの手間が大いに省け、各方面で技術貢献ができると期待している。

その他、社内で新入社員に対してパンフレットやスライドを使った熱帯林研修を実施したり、自然環境に関する書籍を約500冊ほど集めて社員に公開するなどの活動を行なうほか、熱帯林保護を呼びかけるパンフレット「森と地球を見つめて」を作成して顧客に配布し、好評を博している。

「目標は、採算のとれる事業造林と、現地の人達と協力して行なう環境造林との両立です」と小林室長は語っている。

☆プロジェクト追跡☆

オイスカ・イロイロ水源かん養林造成（フィリピン）

不法居住者をパートナーに

フィリピンの原生林はパラワン島を除いてほとんど残されておらず、ものの見事にハゲ山と化している。熱帯林の破壊が心配され、世界的に大きなテーマとなっている今日、フィリピンはまさしくその代表的な実例であるといえよう。

現在ではフィリピン国内消費の建築材さえなく、建材としては不適当ながらヤシの木を使用せざるをえないといった状況に加え、年毎に島内の水が枯れていきつつある。農業用水はもちろんのこと生活用水にさえその影響は大きく出ている。

そうした中、オイスカがイロイロ州政府より水源かん養林の造林依頼を受け、実施することになった。プロジェクトの推進にあたってはフィリピン人自身の自立を考え、また現在の治安状況を勘案して、オイスカで学んだ現地の研修生OBたちに第一線を任せる形で進める事にした。

場所は、イロイロ市から南に約70キロ下がったマアシン町ダハ地区で、イロイロ市の水源地である。そこにモデルとして、500ヘクタールのかん養林を造林しようというものである。ここには300軒近い不法居住者が村を形成し、生活が行われている。彼ら不法居住者をよきパートナーとして共に造林を進めるためオイスカは現地入りした。担当したOBたちは彼らに植林の必要性を説き、耕作地の一部を提供させ、さらに彼ら自身に植林協力してもらう方針をとった。

当初は5年で500ヘクタールの植林を終える計画で昨年の2月からスタートしたものの、この1年間で植えることができたのは20ヘクタールのみであった。乾期という気象条件の影響などもあったが、なかなか予定通りには進まない。

最大の難点は、村人の理解と参加を得るのに多くの時間を要することだ。しかし、苦労しながらも住民24軒の参加を得て20ヘクタールの植林を実施できたことを考えると、将来への窓口は開くことが出来たといえる。

▲昨年8月に植えたマホガニーの苗。ほとんど活着し、乾期に入っても元気に成長を続ける。

▲育苗

▲村民より植林地として提供された土地を1枚づつ測量し、土地台帳を作った上でようやく植林となる。

▲マアシンの水源かん養林。見渡す限りのはげ山

▲植林地の草刈り

ワシントン条約第8回締約国会議

新たに4種の木本類を取引規制に加える

「スシ屋からマグロが消える？」などの見出しで国内でも大きく報道されたワシントン条約第8回締約国会議が、さる3月2日から13日までの12日間、国立京都国際会館において、世界104ヵ国、447名の参加者を迎えて開催された。

この通称ワシントン条約の正式名称は、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（CITES）。絶滅の危機にある種の国際取引を規制することにより保護しようとするものである。1972年6月のストックホルムにおける「国連人間環境会議」の勧告を受けて、1973年3月にワシントンの条約採択会議で採決され、以来「ワシントン条約」と呼ばれるようになった。

日本は1973年4月、閣議決定の上条約に署名。1980年の通常国会での承認を経て、同年11月4日から効力が発生した。

1992年3月1日現在で締約国の数は112ヵ国。本部はスイスのローザンヌに置かれている。

保護規制の対象となるのは、絶滅の恐れのある種、または今後絶滅の恐れの可能性のある種で、絶滅の恐れの程度により3区分されている。（付属書I、II、III）。（表1参照）

今回の京都会議では、アフリカゾウやクロマグロの規制をめぐる問題に一般の話題が集中したが、会議全体の特長を挙げるとすれば、次の3点が挙げられる。まず第一に、「生物の絶滅」が進むにつれ、熱帯木材や魚類など経済活動に密接する種が対象に上るようになったこと、第二に、熱帯地域に分布する種に集中したこと、第三に、規制の提案が分布国以外から多く出されたことである。

ここで特に取り上げる木本類でも、提案樹種はいずれも熱帯木材で、検討の結果、4種が新たに取引規制の対象として可決された。そのうち1種は取引禁止の付属書Iに、他の3種は条件つきで取引の認められる付属書IIに含められた。以下はその詳細である。

付属書I／商業目的の国際取引禁止

・ブラジリアン・ローズウッド

（ブラジル分布）

〈ブラジル提案〉

付属書II／商業目的の国際取引は可能だが、輸出許可書が必要

・アフロルモシア

（西アフリカ分布）

〈イギリス、デンマーク提案〉

・セントラルアメリカン・マホガニー

（中南米分布）

〈アメリカ提案、コスタリカは提案取下げ〉

・リグナムバイタ

（西インド原産）

〈アメリカ提案〉

これらの種は家具や楽器、工芸品などに使われているが、いずれも日本の輸入量は少なく、影響はほとんどないと見られている。

一方、オランダとデンマークが共同提案していた東南アジア産の熱帯木材のラミンと東南アジア、アフリカなどに分布するメルバオについては、提案取下げに伴い、見送りとなった。ラミンは家具、床板などの材料、またメルバオも床板、家具などの耐久材として使われ、東南アジアから主にEC諸国に輸出されている。東南アジア産の樹種では初の取引規制案として注目されたが、原産国のマレーシアなどは「資源量は多く、提案のデータは不明確」と反発、結局、両提案国によって取下げられた。

また、アルゼンチンから提案されていたケブラチョは、加工は困難であるがタンニン採取などに使われている樹種である。これについてはアルゼンチン、ボリビア、ブラジルなど原産国同士での保護取り決めの話し合いが煮詰まったことにより、保護への下地が整ったとの理由で、提案国によって取り下げられた。

今回可決された規制提案に対して日本側は、セントラルアメリカン・マホガニーについては、異議を申し立てた原産国側の提出したデータがしっかりしているとの理由から態度を保留とし、その他の3案については提案を支持した。

生物保護に南北間の主張の違いが際立った今回の会議であったが、今後は規制対象とする生物種を新しく提案する際は、原産国に対して事前に相談するよう義務づける決議が採択された。また、「絶滅の恐れ」の基準の見直し案は、次回の締約国会議までに作成される。

すでに保護生物2万8000種を対象にしているワシントン条約の範囲は、今後さらに拡大するとみられる。

だが、そうした状況の中で、対象種の多い南の発展途上国と生物保護に熱心な先進国とが共同して探るべき課題は、野生生物の保全費用負担の問題も含め、保護と規制をどのように効果的に運用していくかにあるといえよう。

次回の締約国会議は、1994年後半にアメリカで開催される予定。

<表1>付属書区分

	付属書 I	付属書 II	付属書 III
概要	既に絶滅の恐れ 取引による影響あり	必ずしも絶滅の恐れはなし 取引を規制しなければ絶滅の恐れ	自国の管轄内で規制の必要 取引の取締りのため締結国の協力が必要
商業取引	原則禁止	可能	可能
輸出入	学術目的のみ可能 輸入・輸出許可書双方が必要	輸出国の輸出許可書が必要	原産地証明書必要 提案国については輸出許可書が必要

<表2>ワシントン条約付属書記載の木本植物の概要（抜粋）

（1991年3月現在）

		科名	概要	主な分布
付属書I	チリーマツ	ナンヨウスギ（ARAUCARIACEAE）	樹高30～50m、直径1～1.5mの針葉樹。造園樹の王者で並木、公園樹、記念樹等に利用。材は有用、種子は重要な食品となる。	チリ南部 北パタゴニア
	アレルセ	ヒノキ（CUPRESSACEAE）	一属一種、樹高25～50mの針葉樹、湿地に生育。材は赤褐色で通直な木目を有し、ヤクスギ、アキタスギに似る。加工しやすく屋根板、家具、マスト、帆げたに多く利用。	チリ南部 西パタゴニア
	チリーヒノキ		一属一種、樹高10～25mの針葉樹。材は褐色で建築材等用途は広い、耐久性高く固い。	チリ南部
	グァテマラモミ	マツ（PINACEAE）	樹高35m以上にもなるモミ属針葉樹。モミ属のうち最も南にある樹種。	グァテマラ メキシコ
	アンデスイヌマキ	マキ（PODOCARPACEAE）	アンデス山中に産する木本。	アルゼンチン ボリビア
	（オレオムネア・プテロカルパ）	クルミ（JUGLANDACEAE）	樹高40m以上、直径70cmに達する高木。樹皮は固く、葉は6小葉からなる。	コスタリカ インド、マレーシア等
	（キュカス・ベドメイ）	ソテツ（CYCADACEAE）	1属20種。	インド
	ツノミザミア属全種 キグア属全種 オニソテツ属全種（ミクロキュカス・カロコマ）	フロリダソテツ（ZAMIACEAE）		オーストラリア アメリカ アフリカの暖・熱帯
付属書II	コスタリカパタナットノキ	パタナット（CARYOCARACEAE）	樹高50mに達する高木。この属は熱帯アメリカに約20種。材は造船に使用。	コスタリカ
	（ケルクス・コベイエンスイス）	ブナ（FAGACEAE）	コナラ属、樹高15mに達する高木。	コスタリカ
	（キュノメトラ・ヘミトモフェルラ）	マメ（LEGUMINOSAE）		中米
	パナマローズウッド	マメ（LEGUMINOSAE）	コスタリカに産する高木。この属は熱帯アメリカに15種。心材は鮮紅色～紫褐色で縞目あり、装飾用材。	コスタリカ
	（タキガリ・ヴェルスイコロル）		樹高35m以上に達する高木。この属は熱帯アメリカに22種あり、アマゾン地域に多い。	コスタリカ
	メキシカンマホガニー	センダン（MELIACEAE）	中央アメリカ太平洋岸に分布。マホガニー属ではあるが商品価値は極めて低い。	中央アメリカ
	（バトカリプス・コスタリケンスイス）	クワ（MORACEAE）	コスタリカに産する高木	コスタリカ
	（ボドフュルルム・ヘクサンドルム）	メギ（BERBERIDACEAE）		
	ソテツ科全種	ソテツ（CYCADACEAE）		東南アジア、オセアニア、マダガスカル、アフリカ
	（カルミア・クネアタ）	ツツジ（ERICACEAE）		サウスカロライナ、ノースカロライナ州
	（アレカ・イボト）（クリュサリドカルプス・デキピエンス）ミエミツヤヤシ	ヤシ（PALMEA）		フィリピン マダガスカル マダガスカル
	金花茶	ツバキ（THEACEAE）		
	フロリダソテツ科全種	フロリダソテツ（ZAMIACEAE）		
付属書III	（グネツム・モンタヌム）	グネツム（GNETACEAE）		ネパール
	（タラウマ・ホドグソニイ）	モクレン（MAGNOLIACEAE）		ネパール
	ヤママキ	マキ（PODOCARPACEAE）		ネパール
	（テトラケントロン・スイネンセ）	スイセンジュ（TETRACENTRACEAE）		ネパール

ワールドレポート

●ソロモン 慣習共有地の活用がこれからの課題

日本製紙連合会副理事長
㈳南方造林協会専務理事　森本　泰次

ソロモンはニューギニアの東方、南緯5～12度の間に位置する島しょ国で、日本の府県程度の広さをもつ6つの大きな島と、多数の中・小島からなっている。

英国保護領時代の1942年に日本軍は当時の首都ツラギを占領し、続いて同国で最大の島、ガダルカナル島（千葉県程度）に上陸したが、間もなく米軍の反攻を受けて激戦の地となっており、今でも同島北岸部には、当時の武器の残がいなどが多数見られる。

わが国の製紙業界では、かつての高度経済成長期に増大を続けた紙パルプ需要に対処するため、1970年に主要7社（現在10社）で㈳南方造林協会を設立し、東南アジア・大洋州諸島の4ヵ国、8ヵ所で、草地、かん木地や疎悪林などを対象とする約1400ヘクタールのパルプ原料用試験造林を実施してきたが、ソロモンのコロンバンガラ島もその対象地のひとつであった。

同国の土地（立木を含む）のうち、それぞれの地域住民が古くから慣習的に共同利用してきたいわゆるCustomary Land（慣習共有地）は、英領当時からその権利が厳正に保護され、1978年に英国女王を元首とする立憲君主制の独立国家となってからも、土地法にもとづき、共有者の合意によって登記された土地以外は、政府といえども所有（売買など）や利用（賃貸など）は行えないこととされている。このような例は、同じく英領であったフィジーなどでも見られる。

このため、同国の土地の87％は現在でも慣習共有地のままとなっており、国有地は9％（25万ヘクタール）、私有地は4％（12万ヘクタール）にとどまっている。この国有地や私有地も、その多くは以前に英国がドイツから譲渡を受けたチョイセル島やサンタイサベル島などニューギニア寄りの島に集中しており、特にコロンバンガラ島では、その約3分の2が国有地となっている。

南方造林協会の試験造林は、この国有地において1968～82年に英国企業が行なった優良木の伐採・輸出事業の跡地に対し、英政府との協議によって約320ヘクタールのメライナ（Gmelina arborea）、カメレレ（Eucalyptus deglupta）、ターミナリア（Terminalia brassii）などの植栽を、1974～76年の間に実施したものである。

世界の3大熱帯多雨林帯のひとつに属している上に火山島が多く、熱帯地域のわりには地味も良好で造林木の成長が良かったことから、南方造林協会が諸般の事情により事業を中止した後、同国政府は独自に造林の拡大に努めており、現在の造林面積は同島で9000ヘクタール、全国で2万5000ヘクタールにも達している。メライナの成育は特に良く、選抜種では年平均のヘクタール当り成長量が30立方メートル近くになっている。

林地の緑化、生産力化への寄与はもとより、近く製材や残材チップの対日輸出も予定されており、それなりに成果をあげた試験造林であったと考えている。

ただ、同国では、造林が可能なまとまった国有地はすでに残り少なくなっており、用地の確保が大きな課題となってきている。問題は生産性の低い慣習共有地の活用いかんにかかっているといってよい。

総人口は29万人でメラネシア系民族が大部分を占めているが、開発度は極めて低く、人口の7～8割はいまなお自給自足に近い状況にあるといわれている。

このような中で、人口増加率は1986年までの10年間をみても年率3・8％という高率にあって、19才未満の人口が58％にも達している。

この人口圧力と、生活水準向上の期待から、慣習共有地の所有者の中には、単に立木を売るだけではなく、より収益的な土地利用を望む声が高まりつつあるといわれている。

現行の国家開発計画でも、同国の発展にとって最大の課題は、慣習共有地の権利を保障しつつ、その有効利用を促進することにあるとし、幾つかの具体的な方針を掲げている。

▼メライナの選抜種で、植栽後1年9ヵ月の政府造林地

すでにその前段的な法制として、登記を促進するために、希望する共有者についてはその家系、共有地の境界、歴史的背景などを公式記録として明らかにしておくための新土地法が国会に上程される運びとなっている。

また、一部の地域では、林野局がニュージーランド政府の支援を得て、草地や質的低下林などを対象に、共有者との協議によって収益分収を前提とした代行造林を試みたり、苗木供与と技術指導による造林奨励策を講じるなど、種々の取り組みを1990年を始期とする5ヵ年計画のもとで進めている。しかし、分収率など具体的事項については、まだ契約を締結するまでに至っておらず、外国企業などが参画できるようになるには、かなりの期間が必要のように思われる。

開発途上にある熱帯地域の多くは、この土地・立木の権利関係が極めて複雑または不明確であって、たとえ現在国有とされているところであっても、そのほとんどが古くから地域住民の生活と深くかかわっていることやかりに土地賃貸の協議がとのったとしても、近代的な契約概念の未成熟さから、次々に新たな要求が持ち出されるなど、思いがけない困難な問題がしばしば発生する。特に造林のように、長期にわたって広い土地を占有する事業では、これらのトラブルが契機となって民族・資源ナショナリズムなどを誘発する例も少なくない。

南方造林協会が実施した試験造林のほとんどが事実上放棄されてきたのも、この当時発生した石油危機や政治・治安上の問題もあるが、用地確保の問題によるところが少なくない。

ちなみに現在、製紙業界が共同または単独で取り組んでいる海外造林プロジェクトは8件で、その造林総面積は約10万ヘクタール（東京都23区の面積が約6万ヘクタール）に達しているが、このうち5件は遠隔のブラジル、チリ、ニュージーランドであって、南方造林協会が試験造林を実施した地域での新規参入は全くみられない。

日本製紙連合会の賛同を得て、1988年に15社の共同事業としてスタートしたタイ・ユーカリプロジェクトが、自作農民の自主性とタイ政府の協力を基本に、日本側が国際的条件でのチップマーケットを保証するいわゆる契約栽培方式によったのも、問題の多い土地・立木の権利関係にかかわりがなく、地域との共存共栄が図れる道としての選択である。

ソロモンの慣習共有地の有効利用が果してどのように進むのか、ひとつのモデルケースとして、その推移を見守りながら協力を進めて行きたい。

センターの活動

◆第2回林業NGO活動推進連絡会議

林業NGOの第2回目の連絡会議を3月16日、水道橋の林友ビルで開きました。

当センターの平成3年度の実績と4年度の事業計画案の説明のほか、平成3年度当センターの熱帯林造成基金として寄せられた300万円を海外で植樹活動を行なっているNGOに対して支援金として配分するプロポーザルの説明などを行いました。

各NGO関係者からの当センターの今後の事業に対する提案として、人材（リーダー）の育成や紹介、現地派遣の費用の支援、NGO活動の普及に対する援助要請など、検討すべき意見が多数出されました。出席者は以下の通りです。（敬称略）

福永一美（日本子供のジャングル）、秋山忠正（協力隊を育てる会）新田均（日本沙漠緑化実践協会）、広若剛（NGO活動推進センター）、野澤眞次（サヘルの会）、廣瀬道男（オイスカ産業開発協力団）、堀健治（日本国際マングローブ協会）、安村直樹（ブラジャール熱帯林）、小林富士雄（日本林業技術協会顧問）、熊崎実（筑波大学教授）。

◆熱帯林保全民間活動推進連絡会議

民間企業などによる熱帯林を育てる活動も活発化しておりますが、それらに対するコンサルティングや支援は当センターの主要な事業の一つです。現在海外で緑化事業を展開中あるいは環境対策室などの組織を設置し熱帯林問題に積極的に取り組んでいる企業・民間団体などを対象とする連絡会議を、さる3月25日大手町の竹橋会館において開催しました。

会議では、当センターの平成3年度の事業内容および実施状況、平成4年度事業案の概要説明のほか地球環境問題に関する情報交換などを行ないました。多数の民間企業などの方の参加をいただき活発な意見交換が行なわれました。出席者は以下の通りです。（敬称略）

〈委員〉小林紀之（住友林業グリーン環境室長）、名村二郎（海外林業コンサルタンツ協会理事、事業本部長）、松木金美（日本木材輸入協会専務理事）、森本泰次（日本製紙連合会副理事長）〈一般〉宇都宮透（三井建設）、片桐俊（山陽国策パルプ）、亀岡泰雄（伊藤忠商事）、茅島弘三（王子製紙）、瀬井将公（コマツ）、高橋博（佐藤工業）、田畑靖夫（本州製紙）、玉川博雅（大昭和製紙）、藤尾友明（日商岩井）、古川深志（丸紅）、中島秀雄（ニチメン）、茂木勝（三菱製紙）、脇本和幸（十条製紙）

国際緑化に取り組む――
NGO・民間団体・企業を支援します

平成4年度活動推進事業助成の申込み受付け開始！

当センターでは、熱帯林の造成などの実践的な活動を行なっている（もしくは計画のある）「林業NGO」・「民間団体」・「企業」、を対象に活動促進のための助成金の申込みを受け付けます。詳細・問い合せは下記の通りです。

対象事業

(1)熱帯林の保全・造成を推進するための国際会議への参加（林業NGOのみ）。
(2)熱帯地域などで森林の造成・持続的利用技術開発のプロジェクト形成のための調査費用。
(3)熱帯林の保全・造成を推進するカウンターパートの受入れ、技術向上のための研修の実施。

助成の結果は7月中にご通知致します。なお、審査の際ヒアリングを行うこともあります。

申込方法

特に形式はありませんが、実施する事業の事業主体、規模、内容、経費、場所、時期、趣旨、目的を明記してご提出下さい。なお、申請団体の名称、代表者名、所在地、電話番号、団体規約（寄付行為・定款）、ほか、団体の活動内容が説明してあるパンフレットなどを添付して下さい。　締切日6月25日

申込・問い合せ　㈶国際緑化推進センター
〒112 東京文京区後楽1－7－12　林友ビル
TEL.03-5689-3450

●熱帯林造成基金の利用について●

平成3年度熱帯林造成基金がみなさまの善意により約300万円程となりました。そこで平成4年度に植林事業を行なう林業NGOに配分いたします。ご希望があれば上記と同じ要領で6月25日迄にお申込み下さい。

その他の情報

◆熱帯林造成技術などのテキストを刊行

当センターでの研修や海外林業協力に携わる人たちに活用できるテキストを企画、準備してきましたが、この度『熱帯の造林技術』、『熱帯のアグロフォレストリー〈基礎から実践まで〉』の2冊を刊行しました。

『熱帯の造林技術』は、玉川大学の浅川澄彦教授の著述。熱帯地方での造林に関わる人のための実践書。『熱帯のアグロフォレストリー〈基礎から実践まで〉』の著者は、大阪市立大学教授の内村悦三先生で、熱帯地域での林業協力に携わる人の実践の書として著されたものです。

このほか、ICRAFの『アフリカの乾燥地帯におけるアグロフォレストリー』（抄訳）も完成しました。東京大学の研究生たちによる翻訳を東京大学の井上真先生が監訳されたものです。海外林業情報のテキストとして国際林業協力に関わる方々にぜひ一読していただきたい書物です。

◆緑の協力隊隊員募集

日本沙漠緑化実践協会では、中国への植林ボランティア「緑の協力隊」の第7次隊員を募集中。すでに4次隊まで中国に派遣しています。応募を締切った第5次・6次派遣団は、それぞれ5月10日～17日、6月14日～21日の予定で出発します。

今後の派遣計画（日程変更あり）
第7次隊　7月19日(日)～26日(日)
第8次隊　8月9日(日)～16日(日)
第9次隊　9月13日(日)～20日(日)
第10次隊　10月11日(日)～18日(日)

詳細は、日本沙漠緑化実践協会まで。電話03（3248）0389（担当：金井、木村）

基金へのご協力

◆〝地球に緑を〟と匿名の少女から寄付

ある日、当センターに現金3万円入りの封筒が届きました。「送り方がよくわかりませんが、寄付金3万円です。少しですが緑化に役立てて下さい」と書いたメモ。差出人の名はありません。消印は石川県金沢市でした。最近の電話などから心当たりを調べたところ、差出人は金沢市の中学2年生の少女です。さっそく電話で聞いたところ、「自分も何か緑化に貢献したいとお小遣いを貯めて寄付した」とのこと。誰にも内緒なので名前は出さないでとのご希望。18歳になったら自分も緑化に関わる活動をしたいという夢があるそうです。

センターではこの少女の寄付金を、熱帯地域に1本でも木を増やすことに活用したいと、熱帯林造成基金に入れさせていただきました。

◆オフィスの紙屑で緑化に貢献
―コニカ㈱―

カメラ、フィルムの老舗コニカ㈱本社（新宿区西新宿1―26―2新宿野村ビル）では、オフィスの紙屑のリサイクルを進めています。集めた再生用古紙の売却金の使途について検討した結果、紙の原料である木の植林に役立てようと決め、第1回の売却金36、600円をこの度センターに寄せられました。

センターではご趣旨を尊重して熱帯林造成基金にさせて頂くことにしました。同社では今後も半年毎に寄付してくださるそうです。

◆平成3年度の賛助会員

当センターの活動に積極的にご参加いただくために賛助会員を募集しておりますが、平成3年度は27法人51口の加入がありました。ご加入頂いた賛助会員は以下の通りです。（ご加入順）

（財）大阪府緑化環境協会、福井県山林協会、（社）福井県緑化推進委員会、滋賀県、鹿児島県、高知県、宮崎県、佐賀県、香川県森林土木協会、徳島県、愛知県、熱帯林再生技術研究組合、木材性能向上技術研究組合、大分県、石川県、埼玉県林業団体連絡協議会、埼玉県、（財）山形県緑基金、福岡県、広島県、全国森林組合連合会、岩手県、北海道、岡山県、岐阜県、熊本県、石川県緑化推進委員会、長崎県。

緑の地球
第2巻第3号（隔月・奇数月発食）
平成4年5月15日発行
編集／緑の地球編集委員会
〒112 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
制作・印刷／㈱メディア・コミュニケーションズ
発行／㈶国際緑化推進センター 電話03（5689）3450 FAX03（5689）3360

みんなで支えよう—「緑の地球」

国際緑化推進にご参加ください

地球の熱帯林は毎年1700万ヘクタールも減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでおります。

- ◆これからの国際林業を担う人材の育成と確保
- ◆海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集
- ◆民間団体などの方たちが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ◆国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ◆海外への植樹活動へのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民のみなさん、企業等のご協力をお願いしております。

基金へのご援助をお願いいたします

国際緑化推進センターの事業は、主として広く国民のみなさん、企業等のご協力によって造成された資金の運用益によって行なうこととしております。資金は、平成3年度以降5ヵ年間で15億円を目標としております。なお、この資金への贈与いただく場合、平成4年度より租税の特例措置が適用になりました。

＜特例措置の内容＞

(1) 個人のが贈与される場合、－1万円の所得控除となります。（総所得額の25%を限度）

(2) 法人の場合、一般寄付金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

(3) 個人が相続財産を贈与される場合は、相続税の課税価額に参入されません。

◆寄付金のお申込み先

〒112 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター 電話／03-5689-3450

◆ご送金の方法

下記の銀行口座へお振込みください。
三菱銀行 春日支店 普通口座 0477245
（財）国際緑化推進センター
理事長 秋山 智英